

所有者（管理者）各位

〒060-0806 札幌市北区北6条西6丁目2番地  
設計会館9階  
電話 011-788-7650

一般社団法人 北海道建築士事務所協会

## 特定建築物・建築設備定期報告の 事務手続き代行のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご承知のとおり、特定建築物・建築設備・防火設備の所有者又は管理者は、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により調査・検査資格者の調査・検査を受け、その結果を特定行政庁に報告しなければならないことになっており、受付は、特定行政庁が行っております（報告書用紙は、各特定行政庁、又は、北海道のホームページでダウンロードをして下さい。定期報告対象建築物の規模及び報告時期等も、各特定行政庁、北海道のホームページで、ご確認ください。）

平成28年6月からの調査・検査は、資格制度が変更になりましたので、新しい資格名、番号を記入していただくようお願いいたします（旧資格名、番号では、受付できませんので、ご注意ください。）

また、当協会におきましては、定期調査・検査報告にともなう所有者・管理者から、特定行政庁への**事務手続き（申込書に記載の業務内容）の代行**を行っておりますが、平成30年4月1日からは、代行業務の申込者に対して、定期報告終了後に「報告済証」を発行することとしておりますので、どうぞご利用下さい。

なお、協会から送付させていただいた申込書(<http://www.do-kjk.or.jp>からもダウンロードできます。)により、**別紙記載の各支部をご利用下さいますよう**ご案内申し上げます。

ご案内につきましては、協会に提出された報告書によりご案内いたしましたが、所有者（管理者）の変更、又用途変更等がございましたら、何卒ご容赦願います。

敬 具